

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 2021年10月25日

東京都作業部会確認年月日 2021年10月27日

事業名 フリート（乗用車）・バス等車両費

案件名 トヨタからの車両等の調達（延期経費）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者向けのフリート（車両）サービス及び大会運営に係る各FA業務で用いる運営車両（フォークリフト、先進モビリティ（i-Road、e-Palette、APM等）については、パラリンピック経費対象の平成29年5月31日の合意（以下、「大枠合意」という。）の考え方に合致しており、対象経費について組織委員会、都及び国で2：1：1の割合で負担するものである。</li> <li>また、現時点では、関係者向けフリート（車両）サービスの内、燃料電池車両及び環境配慮車両の車両費については、東京都により負担されるものか、経費負担割合が調整事項。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、組織委員会が、モビリティサービス分野のTOPパートナーであるトヨタ自動車との間で締結したGSA（Goods and Services Supply Framework Agreement）に基づくSOW（2019年12月25日第50回作業部会にて付議済み）にて調達した車両等にかかる、大会延期経費についての個別SOWである。</li> <li>大枠合意のとおり、大会関係者等への輸送サービスを実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者向け車両（フリート）の提供は、開催都市契約運営要件及びオリンピックゲームズガイドにおいて定められている。</li> <li>車両等にかかるリース料については、大会延期前に生産済みの車両については使用期間が延びることにより再販価格が下落し、増額となる。また、未生産かどうかに関わらず、当該車種が期せずしてフルモデルチェンジし、陳腐化することにより、再販価格が下落し増額となる。</li> <li>あわせて、車両ナビシステムや運行管理システムについては、大会延期に伴う計画変更により発生する仕様修正やデータセンター等の維持管理など、システムを稼働しなくとも必要最低限、維持管理経費が発生している。</li> </ul>	必要性

<p>から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOPパートナーであるトヨタ自動車は、組織委員会に対して、日本市場における適切な価格（同規模取引と同等以下の価格）で製品・サービスを提供する旨、GSAで定めている。</li> <li>・ 大会延期の決定から迅速に生産ラインを止めたことにより、総台数の48%は使用期間の延長に伴う残価の減少を食い止めることが出来た。</li> <li>・ 更に大会時運用で発生するCO2が増えない範囲で、使用台数の削減を図った。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会が一年延期となったことに伴い、一部車種でフルモデルチェンジに伴い旧式となったものや、大会後1年以内にフルモデルチェンジを予定しているものがあり、その分残価の評価額が下落することが想定される。</li> <li>・ 上記の車両の陳腐化をリース価格に反映したうえで分析すると、トヨタから調達するフリートサービスに係る総費用は、市場で供給されている今回と同規模の新車のリース車両の調達に比較して安価である。さらにサービス供給契約とすることで、車両の登録や大会期間中のシステム保守等の事務負担が軽減されている。</li> <li>・ 車両ナビ、運行管理システムについては、1年間の維持管理経費として人工等を精査し、妥当であることを確認している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件に係る内容は、大会関係者輸送におけるオペレーションの一角を担うものであり、大会運営において必須の業務である。</li> <li>・ 経費の中身も、大枠合意に基づき公費負担の対象としているものであり、対象として適切である。</li> <li>・ 本 SoW 締結予定額については、V5 予算内に収まっていることを確認した。</li> </ul>	

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。